



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則	教育DX推進室

告 示

長崎県告示第580号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和6年11月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 解除予定保安林の所在場所
対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387の17（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会規則

長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第8号

長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則
（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第88条の3の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法（以下「遠隔授業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第2条 遠隔授業の配信を行う場所は、長崎県教育センター（長崎県教育センター条例（昭和47年長崎県条例第34号）により設置された長崎県教育センターをいう。次項において同じ。）とする。

2 長崎県教育センターにおいて遠隔授業を担当する職員は、長崎県立大村高等学校（県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）により設置された長崎県立大村高等学校をいう。）に勤務を命ぜられた職員（長崎

県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）第28条第1項及び第4項の職員をいう。）のうち、長崎県教育長が指名する者とする。

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか、遠隔授業の実施に関し必要な事項は、長崎県教育長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
ト